

岡山大学グローバル・パートナーズ運営委員会規程

〔平成19年3月30日〕
岡大規程第16号

改正 平成20年3月31日規程第27号

平成21年6月9日規程第47号

平成22年3月31日規程第19号

平成23年3月31日規程第41号

平成23年4月28日規程第68号

平成25年3月29日規程第27号

平成26年6月30日規程第57号

平成27年3月31日規程第46号

平成27年4月30日規程第75号

平成27年6月30日規程第87号

平成27年12月7日規程第98号

平成28年3月31日規程第39号

平成30年4月27日規程第44号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学グローバル・パートナーズ規程（平成19年岡大規程第15号）第10条第2項の規定に基づき、岡山大学グローバル・パートナーズ運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 教員の人事のための教育研究業績の審査に関する事項
- 二 その他教育研究に関する重要な事項で、運営委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 運営委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- 一 中期目標についての意見に関する事項
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項
- 三 組織評価、教員活動評価、自己評価その他評価に関する事項
- 四 その他教育研究に関する事項で、学長が別に定めるもの

3 前2項に規定するもののほか、運営委員会は、センター長がつかさどる岡山大学グロ

ーバル・パートナーズ（以下「センター」という。）の教育研究に関する事項について審議し、及びセンター長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（組織）

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 センターの専任教授
- 四 センターの課長
- 五 上級グローバル・アドミニストレーター
- 六 全学教育・学生支援機構基幹教育センター副センター長
- 七 各学部、各研究科（法務研究科を除く。）、各研究所及び岡山大学病院から推薦された教員 各1人
- 八 学務部長
- 九 その他センター長が必要と認めた者

2 前条第1項第1号の事項を審議する場合は、前項第2号及び第4号から第9号までの委員のうち本学の専任教授以外の者は、加わらないものとする。

（委員長）

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を主宰し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副センター長がその職務を代理する。

（議事）

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ委員会を開催し、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門委員会）

第7条 運営委員会に、その審議事項に関し専門的事項を調査検討する必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し、必要な事項は別に定める。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年7月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に現に第3条第1項第5号又は第7号の委員である者は、それぞれ改正後の第3条第1項第5号又は第7号により推薦された者とみなす。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行し、平成27年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。